

【別添】平塚市一般廃棄物処理基本計画における取組状況一覧表

基本方針1 生活習慣や商習慣における5Rの定着・実践								
分野	施策の柱	アクションを推進する市の取組	市の取組に対する事業名称	事業概要	事業に対する令和4年度実績	令和5年度以降の取組に対する課題	事業に対する令和5年度実績（連報）	
1 家庭系ごみ対策	(1)生ごみ・食品ロス対策の実践	①生ごみ・食品ロス対策の啓発	アクションを推進する市の取組	ごみ分別表等広報媒体を活用した周知	ごみ通信、ごみ分別表、ホームページ等多様な媒体を用いて、可燃ごみの排出時の水切りの推奨、食品の消費期限や賞味期限の正しい理解、使い切り・食べ切りなどの食材の有効活用等食品ロスに関する情報の周知を図る。	・ごみ通信（4月号）にて関連情報掲載 ・ごみ分別表を21,000部作成し、主に転入者等に配布。 ・可燃ごみ戸別収集ボスティング資料を13,000部作成し対象世帯に配付した。	広報紙の発行回数、掲載内容に限度があるため、現行以上の周知啓発方法に課題がある。	・ごみ通信（4月号、8月号）にて関連情報掲載 ・ごみ分別表を20,000部作成し、主に転入者等に配布。 ・可燃ごみ戸別収集ボスティング資料を22,500部作成し対象世帯に配付した。 ・子ども向け啓発事業で食品ロスについて取り上げ、周知した。
			生ごみ処理容器の廉価販売	家庭系ごみの減量化を図るため、生ごみ処理容器を希望する市民に廉価で販売する。	販売台数51台	生ごみ処理器を設置できる環境にある住宅には限りがあり、今後販売数が大きく伸びる可能性は低いと考えられる。生ごみ・食品ロス対策として、効果的な周知啓発方法に課題がある。	販売台数38台	
		②市民団体等との協働による啓発	ごみ減量化推進委員会キャンペーン活動	ごみ減量化推進委員会の各種キャンペーンを通じて、「水切り」の周知啓発を行う。	ごみ減量化推進委員会として各イベントに参加し、水切りネットの配布、パネル展示を行った。	水切りネットが原価高騰等の影響により、大量購入が難しくなっている。水切りネットを配付せずに効果的な周知啓発方法に課題がある。	ごみ減量化推進委員会が「緑化まつり」等に参加し、水切りネットの配布、パネル展示を行った。	
			フードドライブ及び生ごみ自家処理相談会の実施	・フードバンク湘南と協働し市役所内でフードドライブを実施する。 ・ごみを活かす会と協働し市役所内で生ごみ自家処理相談会を実施する。	・フードドライブを3回開催。累計34名来場、寄付数306点。 ・生ごみ自家処理相談会を3回開催。累計15名来場。	・フードドライブが食品ロス削減に寄与しているか評価に課題がある。 ・生ごみ自家処理相談会への参加者が減少している。相談会開催場所等について課題がある。	・フードドライブを3回開催。累計26名来場、寄付数239点。 ・生ごみ自家処理相談会を3回開催。累計19名来場。	
		③食品ロス発生量の調査	家庭系可燃ごみ組成調査	調査地区を選定し可燃ごみの組成調査を行う。	調査地区を選定し、可燃ごみの組成調査を4回実施した。	職員で調査を行っているため、人員確保に課題がある。	調査地区を選定し、可燃ごみの組成調査を1回実施した。	
		(2)プラごみゼロ対策の実践	①情報媒体等を用いたプラごみゼロ対策の情報発信	マイバッグ持参率調査の実施	マイバッグ持参率調査を実施し、啓発用チラシを配布する。	ごみ減量化推進委員会の活動の一環として、マイバッグ持参率調査を実施。チラシ配布は中止。（市内スーパー、ドラッグストア等25店舗、持参率81.4%）	レジ袋有料化からマイバッグの持参率は着実に上昇しており、80%程度で安定してきている。調査の継続、調査結果の活用及び持参率調査以外のプラごみゼロ対策事業の情報を発信する媒体の少なさが課題である。	ごみ減量化推進委員会の活動の一環として、マイバッグ持参率調査を実施。チラシ配布は中止。（市内スーパー、ドラッグストア等24店舗、持参率82.8%）
	バイオマスプラスチックの周知啓発			まちぐるみ大清掃の際に、各地区美化推進委員会にバイオマスプラスチック製ごみ袋を配付し、バイオマスプラスチックを普及啓発する。	2回開催したまちぐるみ大清掃にて、バイオマスプラスチック製ごみ袋（23,115枚）を各地域に配付した。	バイオマスプラスチック製ごみ袋は、バイオマスが25%配合されているものが最も流通し、価格が抑えられている。25%以上配合されたごみ袋は高価であり、まちぐるみ大清掃等で使用するすべてのごみ袋を高配合バイオマスプラスチックに変換していくには、製品確保等に課題がある。	2回開催したまちぐるみ大清掃で、合計23,115枚のバイオマスプラスチック製ごみ袋を配付した。	
	②陸域における清掃活動の運営			美化推進キャンペーンの運営	美化推進委員会等主催する平塚駅周辺で美化キャンペーンの運営を行う。	12月に美化キャンペーンを実施し、45Lのごみ袋6袋相当のごみを回収した。	—	12月に美化キャンペーンを実施し、45Lのごみ袋10袋相当のごみを回収した。
				自主的に清掃を行う団体等への支援	清掃ボランティア等に対しごみ袋の無償提供や掃除用具の貸し出しを行う。	美化推進モデル地区にチラシ作成及び備品の貸与等の支援、学校関係の清掃行事に際しごみ袋を提供した。	事業者が行う清掃活動は、ボランティア要素というより自社の社会貢献活動の面が大きいため、純粋なボランティアとの整理に課題がある。	美化推進モデル地区にチラシ作成及び備品の貸与等の支援、学校関係の清掃行事に際しごみ袋を提供した。
	③海岸漂着・散乱ごみの処理		海洋プラスチックごみ等の処理	海洋に散乱しているプラスチックごみの回収と処理方法を研究する。	企業・地方公共団体の取組が紹介されている新聞、機関紙等から情報収集した。	陸域からどの程度海へプラごみが流出しているか測定する方法に課題がある。また、生分解性プラスチックの流通に課題がある。	企業・地方公共団体の取組が紹介されている新聞、機関紙等から情報収集した。	
			かながわ海岸美化財団等と連携した海洋プラスチックごみ等の処理	かながわ海岸美化財団等と連携し海洋プラスチックごみ等を処理する。	かながわ海岸美化財団が平塚市内の海岸で回収した可燃ごみ139t及び不燃ごみ0.7tの処理した。	—	かながわ海岸美化財団が平塚市内の海岸で回収した可燃ごみ105t及び不燃ごみ1.5tの処理した。	
	④表彰の実施		表彰制度の活用	・国県の各種環境関係の表彰について、候補者となる者を推薦する。 ・市が定めている2つの表彰について、被表彰者を選定し表彰する。	該当者なし。	表彰条件に合致するか判断基準が不明瞭な点が課題である。	該当者なし。	
	⑤不法投棄		不法投棄防止の啓発	申し出のあった土地管理者等に、不法投棄防止を目的とし看板を無償で提供する。	不法投棄防止の啓発看板の提供1件。	違法であることを認識した上で実行する者に対して、抑止効果の高い方法がないことが課題である。また、取組の効果測定ができないことも課題である。	不法投棄防止の啓発看板の提供3件。	
			県等と連携した不法投棄パトロールの実施	年4回神奈川県、平塚警察と連携したパトロールを実施し、投棄物の確認や行為者の特定に努め、不法投棄の発生防止を図る。	4回実施。	年4回のパトロールでどの程度の抑止効果が期待できるか検証できないことが課題である。	3回実施。	
	⑥計画収集した容器包装プラスチック等の適正処理		日本容器包装リサイクル協会を通じた適正処理	計画収集した容器包装プラスチック等を、容器包装リサイクル法に基づき日本容器包装リサイクル協会を通じて適正に処理する。	引渡し実績量：ペットボトル945t、プラスチック容器包装2,992t。	課題なし。	引渡し実績量：ペットボトル756t、プラスチック容器包装2,191t。	
		(3)資源再生・リサイクル量の拡大	①資源再生物の分別や生ごみの資源化を周知	生ごみ自家処理相談会の実施	ごみを活かす会と協働し、生ごみ自家処理相談会を実施する。	・市役所で生ごみ自家処理相談会を3回開催。計15名来場。 ・環境フェア等にごみを活かす会による自家処理方法の講習・啓発。	生ごみの自家処理については、住環境の多様性に伴う情報提供に課題がある。また、生ごみを家庭で堆肥化しても使い切れなければ結果可燃ごみとして排出されてしまう実態から家庭で生成された堆肥の活用方法に限りがあることが課題である。	・市役所で生ごみ自家処理相談会を3回開催。計19名来場。 ・環境フェア等の際にごみを活かす会による自家処理方法の講習・啓発。
	資源再生・リサイクルに係る環境整備			小型家電及び充電式電池回収BOXの維持管理のほか、資源再生物について出しやすい環境整備に努める。	・小型家電回収BOX31か所、充電式電池回収BOX3か所 ・小型家電回収量：50,883kg ・充電式電池回収量：ニカド電池217.01kg、ニッケル水素電池241.31kg、リチウムイオン電池748.77kg	—	・小型家電回収BOX31か所、充電式電池回収BOX3か所 ・小型家電回収量：11,870kg ・充電式電池回収量：ニカド電池31.1kg、ニッケル水素電池65.24kg、リチウムイオン電池89.92kg	
	ごみ分別表等広報媒体を活用した周知			ごみ分別表、市ホームページ等において、各資源再生物の分別を記載することにより、市民周知を図る。	・ごみ分別表を21,000部作成し、主に転入者等に配布 ・リサイクルプラザでの施設見学において、資源再生物の分別区分を説明した。	—	・ごみ分別表を20,000部作成し、主に転入者等に配布 ・リサイクルプラザでの施設見学において、資源再生物の分別区分を説明した。	
	資源再生物買上金事業の実施			資源の再利用とごみの減量を目的に、集積所に分別排出された資源再生物の回収実績に応じて自治体に買上金を交付する。	資源再生物買上対象 ペットボトル943t、プラケル996t、その他資源再生物10,597t 買上金支出総額68,948,367円	—	資源再生物買上対象 ペットボトル754t、プラケル729t、その他資源再生物7,795t 買上金支出総額51,031,569円	
	②民間回収拠点の周知		ごみ減量化・資源化協力店の紹介	商品の包装の簡素化・マイバッグ持参を推進する等、ごみの減量化・資源化に取り組んでいる市内の事業者に登録いただき、市ホームページ等で広報することで回収・資源化を促進してもらう。	市ホームページにて登録店の一覧を掲載。減量化・資源化協力店登録数：111	減量化・資源化協力店の活用に対する効果・検証に課題がある。	市ホームページにて登録店の一覧を掲載。減量化・資源化協力店登録数：111	
③資源再生物の持ち去り禁止を周知			持ち去り行為の禁止にかかる周知啓発	・持ち去り行為の禁止について、市ホームページ等で周知する。 ・持ち去り者に対し、さわやかで清潔なまちづくり条例第21条に基づき指導する。	・市ホームページ、ごみ分別表等での周知。 ・持ち去り者指導数：1件	違反であることを認識した上で実行する者に対して、抑止効果の高い方法がないことが課題である。また、集積所を巡回する人手が不足していることも課題である。	・市ホームページ、ごみ分別表等での周知。 ・持ち去り者指導数：2件	
	持ち去り行為の禁止にかかる資源回収委託事業者との連携		ごみステーションからの家庭系ごみの持ち去り防止に向けて、資源回収委託事業者と連携を図る。	資源再生物回収業者が持ち去り行為の現場を発見した時は、声掛けや所管課へ情報提供してもらう。	持ち去り行為として疑わしい者に対し、行為を中止させる際の対応に課題がある。	資源再生物回収業者が持ち去り行為の現場を発見した時は、声掛けの実施や所管課への情報提供した。		
④新たな資源化の検討	廃棄物の再生利用に関する調査・研究		持ち去り禁止ラミネート看板の配布	持ち去り行為の禁止について規定を明示したラミネート看板を配布する。	・要望のあった市民等に対し、持ち去り行為の禁止を記載したラミネート看板を配布。 ・様式の一部を変更し、利用しやすいものとした。	—	持ち去り禁止ラミネート看板の様式を市ホームページに公開した。	
			再資源化が困難であったものが、技術革新により可能となるなどの業界の動向に注目し、資源化品目の追加を検討する。	プラスチック資源循環法への対応に向けた家庭系不燃ごみの組成調査を4回実施した。また、市外にある再資源化施設を視察した。	・本市の破砕処理場の設備で処理したものは、資源化に向かない不純物が多く含まれてしまう課題がある。 ・出火予防のための散水が行われているパッカー車での回収では汚れが多く目的の資源をピックアップしても処理費用が上がってしまうことが課題である。	製品プラスチックやガラス・陶器類の資源化の可能性を探るため、パッカー車で回収された破砕前の性状を資源化業者に確認してもらい意見交換を行った。		
(4)適正処理困難物対策の実践	①適正処理困難物の排出方法の周知		適正処理困難物処理に係る周知啓発	家庭から出る適正処理困難物の処理方法について、市ホームページ等の広報媒体を利用して市民に周知啓発を行う。	・「処理が困難なもの」として対象品目及び処分方法・処分業者をホームページで周知した。 ・ごみ分別表を21,000部作成し、主に転入者等に配布した。 ・市処理施設で市民からの問い合わせに対し、持ち込み可能な一般廃棄物処分業者等の情報を掲載したチラシを提供した。	現状では処分業者の許可業者を紹介することとまっているが、本市の廃棄物条例上では、販売事業者等に回収等を要請することができるとなっている。要請するに当たり、販売事業者等の情報収集に課題がある。	ごみ通信（4月号）にて掲載。	
		②在宅医療廃棄物の排出方法の周知	ごみ分別表等広報媒体を活用した周知	在宅医療廃棄物に係る市ホームページを作成し、併せてごみ分別表等での周知を図る。	ごみ通信（12月号）や平塚中郡薬剤師会と連携し在宅医療廃棄物の適正処理の啓発を行った。また、ごみ分別表を21,000部作成し、主に転入者等に配布した。	—	市ホームページに在宅医療廃棄物の適正処理について掲載し、市民向けに継続的に周知。	
		③適正処理困難物の処理ルートの検討	適正処理困難物の自主回収ルート並びに処理ルートの確保	・本市で処理できないものを、購入先等に相談するよう案内する。 ・コンクリートブロックやレンガなどの一部の処理困難物を一般廃棄物処分業者により処理する。	・市で処理できないものを、市ホームページやごみ分別促進アプリで情報を発信し、購入先や専門業者へ相談するよう案内した。 ・市ホームページに、平塚中郡薬剤師会が掲載している使用済み注射針回収局一覧とのリンクを設定し周知した。	市民の利便性を高めるために、より多くの処理専門業者との連携が必要だが、専門業者の情報収集に課題がある。	市ホームページやごみ分別促進アプリで情報を発信し、購入先や専門業者へ相談するよう継続的に案内した。	
		④国等への要望	適正処理困難物の処理にかかる国県等への要望	廃棄物処理法に規定される適正処理困難物の適正処理の確保及び対象物の追加を全国都市清掃会議等を通じ要請する。	公益社団法人全国都市清掃会議を通じ要望した。	—	達成できていない事項は継続して要望した。	
(5)エシカル消費の実践	①市民向けの啓発	5Rの普及啓発	・ごみ通信、市ホームページ等5Rを普及啓発する。 ・リユースを促進する取組の調査・研究を行う。	まちぐるみ大清掃で配付したバイオマスプラスチック製ごみ袋に、5Rについて印字し周知した。	リユースを促進するため、リユース事業者との連携も必要だが、廃棄物処理法との整理等の課題がある。	まちぐるみ大清掃で配付したバイオマスプラスチック製ごみ袋に、5Rについて印字し周知した。		
		②事業者向けの啓発	拡大生産者責任に基づく体制整備等啓発	・自ら販売した製品が、長期間使用してもらえるように修理等を行う体制を整備してもらえようように事業者に働きかける。 ・ごみの減量化・資源化協力店の認定登録を推進・周知する。	減量化・資源化協力店数：111件	・現状、効果的に事業者に働きかける手法が、全国都市清掃協議会を經由して要望行動しかなく、事業者への協力要請の手法について課題がある。 ・減量化・資源化協力店の活用に対する効果・検証に課題がある。	減量化・資源化協力店数：111件	
		③市役所における率先行動	グリーン購入及びバイオマスプラスチック製ごみ袋使用推進	・環境に関する職員向け機関紙等で、積極的にグリーン購入を推奨する。 ・各課で使用するごみ袋をバイオマスプラスチック製のものに替えてもらうよう周知する。	・市の環境活動組織の実行委員の研修の際、グリーン購入を周知。 ・まちぐるみ大清掃で職員が使用するごみ袋をバイオマスプラスチック製のみに変更する。また、自課で使用するごみ袋をグリーン購入法対象製品もしくはバイオマスプラスチック使用製品に切り替えた。	バイオマスプラスチック製ごみ袋は、バイオマスが25%配合されているものが最も流通し、価格が抑えられている。25%以上配合されたごみ袋は高価であり、まちぐるみ大清掃等で使用するすべてのごみ袋を高配合バイオマスプラスチックに変換していくには、製品確保等に課題がある。	・まちぐるみ大清掃にバイオマスプラスチック製ごみ袋を使用。 ・自課で使用するごみ袋をバイオマスプラスチック製ごみ袋へ切り替えた。	

分野	施策の柱	アクションを推進する市の取組	市の取組に対する事業名称	事業概要	事業に対する令和4年度実績	令和5年度以降の取組に対する課題	事業に対する令和5年度実績（速報）
2 事業系ごみ対策	(1) 生ごみ・食品ロス対策の実践	①食品関連事業者向けの啓発	食品関連事業者の商習慣における食品廃棄物発生抑制推進	食品関連事業者に対し、商習慣の見直しを図っていただくために、関係機関を通じて周知啓発を行う。	神奈川県、保健所、商工会議所と食品ロスに係る意見交換を行った。	ドギーバッグについて、商習慣の見直しの前に保健衛生への課題がある。	神奈川県、保健所、商工会議所、フードバンク湘南、神奈川県会議員と食品ロスに関する意見交換を行った。
			食品リサイクルループ推進事業	食品廃棄物のリサイクルを促進するため、少量排出事業者間のネットワーク形成を推進する。	湘南ステーションビルラスカ平塚を中心に少量排出事業者のネットワーク形成を継続して行った。	食品リサイクルに対する処理料金が高額になってしまうことが課題である。	湘南ステーションビルラスカ平塚を中心に少量排出事業者のネットワーク形成を継続して行った。
	②市役所における率先行動	フードドライブの実施	フードバンク湘南と協働し、市役所内でフードドライブを実施する。	・市役所でフードドライブを3回開催。計34名来場、寄付数306点。 ・職員を対象とした庁内フードドライブ15回実施。	フードドライブの寄付内容から、福祉の意味合いが強く正確な食品ロス削減についての整理に課題がある。	・市役所でフードドライブを3回開催。計26名来場、寄付数239点。 ・職員を対象とした庁内フードドライブ5回実施。	
			(2) プラごみゼロ対策の実践	①事業者への働きかけを強化	事業者のプラスチック削減に対する取組の促進	製造・販売事業者に対しプラスチック使用製品及び包装材に対する使用の合理化を促進する。	減量化・資源化協力店を市ウェブページに掲載した。
	②事業者活動に伴って排出された廃プラスチックの産業廃棄物としての適正処理を推進	排出事業者に対し、市ウェブページ等を通じて廃プラスチックの適正処理を推進する。	・事業系ごみについて市ウェブページに掲載した。 ・事業センターに持ち込まれるごみの展開検査を実施し、不適正搬入について収集運搬業者及び排出事業者に対し指導した。 展開検査実施数：42件/年、うち指導件数35件	—	・事業系ごみについて市ウェブページに掲載した。 ・事業センターに持ち込まれるごみの展開検査を実施し、不適正搬入について収集運搬業者及び排出事業者に対し指導した。 展開検査実施数25件/年、うち指導件数22件/年		
		(3) 適正処理・リサイクルの促進	①事業系ごみの処理全般に関する周知啓発の推進	事業系ごみの処理に係る周知啓発の推進	事業者用パンフレットを用いて排出事業者に周知する。	事業者用パンフレットの配架及び市ウェブページに掲載した。	収集運搬許可業者に委託せずに排出している事業者の把握に課題がある。
	②事業系ごみの減量化・資源化の意識付けを促進	ごみの減量化・資源化協力店登録制度の周知・促進	・事業系ごみの減量化・資源化を意識付けるために、減量化・資源化協力店に登録してもらう。 ・環境表彰制度を利用し意識の醸成を図る。	・減量化・資源化協力店数：111件 ・表彰制度の該当者なし。	・減量化・資源化協力店の活用に対する効果・検証に課題がある。 ・表彰条件に合致するか判断基準が不明瞭な点が課題である。	・減量化・資源化協力店登録数：111 ・表彰制度の該当者なし。	
		資源化業者の周知	各種資源化業者の情報を収集し、市内排出事業者に周知する。	事業者用パンフレットに資源化業者情報を掲載した。	—	事業者用パンフレットに資源化業者情報を掲載した。	
	③事業系ごみの展開検査を実施	環境事業センターにおける搬入物検査で事業系ごみの分別指導を徹底	環境事業センターにおける展開検査で事業系ごみの分別指導を徹底。資源化可能なオフィスペーパーの資源化を促進する。	展開検査実施数：42件/年、うち指導件数35件	—	展開検査実施数：25件/年、うち指導件数22件/年	
	④一般廃棄物処理業者への指導・要請	一般廃棄物処理業者への調査・指導等	・廃棄物処理法に基づく、排出事業者及び許可業者に対する指導・要請を行う。 ・適正処理、指導内容が活かされているか確認するため、収集運搬実績調査を行う。	・展開検査の結果、不良であった収集運搬業者に対し、排出事業者に指示書や「事業系パンフレット」を渡すよう要請した。 ・一般廃棄物収集運搬実績調査実施	・収集運搬許可業者に対して、口頭、文書による指導は各種機会を捉え行うことができるが、排出事業者に直接接する方法に課題がある。 ・実績調査による収集運搬許可業者からの報告に誤りが多いことが課題である。	・展開検査実施数：25件/年、うち指導件数22件/年 ・一般廃棄物収集運搬実績調査実施。	
	⑤食品廃棄物を排出する関連事業者への誘導	食品廃棄物の資源化への誘導	食品廃棄物を堆肥化・飼料化・メタンガス化等の資源化処理へ誘導するために、各種資源化業者の情報を周知する。	・事業者用パンフレットの配架及びホームページへの掲載した。 ・食品廃棄物を資源化した事業者数：22社 ・資源化量：860 t	—	・事業者用パンフレットの配架及び市ウェブページへの掲載した。 ・食品廃棄物を資源化した事業者については、令和6年度に行う実績調査で集計予定。 ・多量排出事業者のうち、食品廃棄物を多く排出する事業者に食品リサイクルを依頼。食品リサイクル事業者にコスト等をヒアリングし、コストメリットがある排出事業者には推奨した。	
	⑥剪定枝（木製品を含む）を排出する事業者への誘導	木くずの資源化への誘導	木くずを堆肥化・ウッドチップ等の資源化処理へ誘導するために、各種資源化業者の情報を周知する。	・事業者用パンフレットの配架及び市ウェブページに掲載した。 ・木くずを市外へ収集運搬している許可業者数：5社 ・資源化量：900トン	事業者用パンフレットの掲載内容に限度があるため、掲載方法について課題がある。	・事業者用パンフレットの配架及び市ウェブページに掲載した。 ・木くずを市外へ収集運搬している許可業者数：5社 ・資源化量：1,130トン	
	⑦多量排出事業者への指導・支援	減量化計画書提出要請及び多量排出事業者への立入調査	・年間36 t以上を排出している事業者（多量排出事業者）に対し、減量化計画書の作成・提出を要請する。 ・減量化計画書に基づき、計画の履行確認のため立入調査を行う。	・減量化計画書依頼件数：61社 ・立入調査数：15社	多量排出事業者が固定化されつつある。減量及び資源化を最大限行っている企業に対して、さらに減量及び資源化を促進するためには、紙おむつの資源化または食品リサイクルへの誘導について課題がある。	・減量化計画書依頼件数：61社 ・立入調査数：25社	
	⑧中小規模の事業者への指導・支援	中小規模事業者の廃棄物処理に係る支援	年間36 t未満の少量排出事業者に対し、減量化・資源化の取組を促進するため、パンフレットの作成や効率的な資源化の仕組みづくりを行う。	事業者用パンフレットの配架及び市ウェブページに掲載した。	事業者用パンフレットが閲覧できない環境にある事業者に対する周知啓発方法に課題がある。	・事業者用パンフレットの配架及び市ウェブページに掲載した。 ・JA湘南と意見交換し、農業から排出される事業系ごみを集積所に排出しないよう啓発を依頼した。 ・商工会議所との意見交換の際に、産業廃棄物との分別徹底、家庭系ごみとして排出しないことや収集運搬許可業者との契約について会員等への周知を依頼した。	
		事業系ごみの排出指導	ごみ集積所等に投棄される事業系ごみについて、行為者を特定次第、事業者の処理責任及び適正な処理方法を指導する。	事業系ごみに係る排出指導：30件（訪問、電話連絡、文書投函等による）	集積所等に投棄される事業系ごみについて、家庭系ごみか判別困難な事例が多く、事業系ごみだと推定される場合であっても行為者の特定まで至らない課題がある。	事業系ごみに係る排出指導：26件（訪問、電話連絡、文書投函等による）	
	⑨宿泊施設等への指導・支援	宿泊施設等への指導・支援	民泊も含めた宿泊施設に対して事業系ごみの分別を促すため事業者用パンフレットを配布する。	事業者用パンフレットを市ウェブページに掲載した。	民泊の場合、家庭系ごみとして排出されると判別できない課題がある。	・令和5年11月30日に更新された平塚保健福祉事務所管内の旅館業法及び住宅宿泊事業法登録一覧を確認した。 ・旅館業法許可施設：22か所 ・住宅宿泊事業施設：3か所	
	⑩ごみ処理手数料の適正化	事業系ごみ処理手数料の適正化	ごみ処理手数料について、処理原価や近隣市の状況を踏まえ3年毎に見直しを行う	3年に一度の見直し時期にあらず。	—	新型コロナウイルス感染症から回復してきた消費・経済活動に対し、影響が出ること考慮し手数料の改定は見送った。	
⑪新たな資源化の研究	資源化に係る調査研究	事業系ごみの組成、排出状況を把握し、使用済み紙おむつ等の現状では資源化できない廃棄物について、新たな資源化手法を調査研究し、資源化につなげる。	資源化事業者や他市の実施状況等の情報収集に努めた。	事業系ごみの組成を調査する際に、業種によって組成の内容が大きく違うため、集計方法について課題がある。また、基本的には収集運搬許可業者が各種業種を混載した形で搬入してくるため、調査対象の選定に課題がある。	資源化事業者や他市の実施状況等の情報収集に努めた。		

基本方針2 地域に密着した啓発・協働の推進									
分野	施策の柱	アクションを推進する市の取組	市の取組に対する事業名称	事業概要	事業に対する令和4年度実績	令和5年度以降の取組に対する課題	事業に対する令和5年度実績（連報）		
1 市民・事業者・行政による協働の実践	(1)ごみの減量化・資源化団体等との協働	①関係団体と連携の推進	関係団体と連携の推進	ごみ減量化推進委員会との協働	ごみ減量化推進委員会と協働し、啓発活動を実施する。	代表推進員5回開催、マイバック持参率調査、海岸清掃の実施した。	令和5年度以降の取組に対する課題 水切りネットが原価高騰等の影響により、大量購入が難しくなっている。水切りネットを配付せずに効果的な周知啓発方法に課題がある。	事業に対する令和5年度実績（連報） 代表推進員5回開催、マイバック持参率調査、海岸清掃の実施	
			フードドライブ及び生ごみ自家処理相談会の市民団体等との連携による開催	・フードバンク湘南と協働し市役所内でフードドライブを実施する。 ・ごみを活かす会と協働し市役所内生ごみ自家処理相談会を実施する。	・市役所でフードドライブを3回開催。累計34名来場、寄付数306点。 ・生ごみ自家処理相談会を3回開催。累計15名来場。	・フードドライブが食品ロス削減に寄与しているか評価に課題がある。 ・生ごみ自家処理相談会への参加者が減少している。相談会開催場所等について課題がある。	・フードドライブを3回開催。累計26名来場、寄付数239点。 ・生ごみ自家処理相談会を3回開催。累計19名来場。		
			医療機関等との感染性廃棄物に関する連携	感染性廃棄物の適正処理について、医療機関等へ依頼する。	・市ウェブページに在宅医療廃棄物の適正処理を掲載し、市民向けに継続的な周知を行った。 ・医療機関等と情報や状況の共有に努めた。	—	・ウェブページに在宅医療廃棄物の適正処理を掲載し、市民向けに継続的な周知している。 ・医療機関等と情報や状況の共有に努めている。		
	(2)美化推進団体等との協働	①市域全体に対する周知・啓発	さわやかで清潔なまちづくりに係る周知・啓発	・美化推進委員会の活動支援 ・各地区にクリーンひらつか推進員を置き、美化活動の推進とさわやかで清潔なまちづくり条例の周知啓発を行う。 ・まちぐるみ大清掃等を通じ美化活動の情報発信を行うとともに、若年層への美化活動への参加を促す。	・美化推進委員会への補助金申請数：28地区 ・クリーンひらつか推進員数：379名 ・まちぐるみ大清掃実収量：83,250kg	・美化推進委員会への補助金が予算の関係で要綱上の満額に達していない課題がある。 ・まちぐるみ大清掃について、高齢化や退職によって収集作業員の減少に伴い、将来的には事業を縮小する可能性がある。まちぐるみ大清掃の実施方法等について将来的な課題がある。	・美化推進委員会への補助金申請数：28地区 ・クリーンひらつか推進員数：351名 ・まちぐるみ大清掃実収量：47,240kg		
			指導員章の配付	分別案内に活用してもらうため、希望のある自治会等に分別指導員章を配付する。	分別指導員章を20部配付した。	—	分別指導員章を8部配付した。		
			自主的に清掃を行う団体等への支援	・清掃ボランティア等に対し、ごみ袋の無償提供や掃除用具の貸出しを行う。 ・依頼のあった清掃ごみの収集を行う。	・美化推進モデル地区にチラシ作成及び備品の貸与等の支援、学校関係の清掃行事に際しごみ袋を提供。 ・市民と協働のボランティア清掃に伴う清掃ごみを37件収集した。	ボランティア清掃に伴う突発的な収集依頼に対する、車両・人員配置に課題がある。	・美化推進モデル地区にチラシ作成及び備品の貸与等の支援、学校関係の清掃行事に際しごみ袋を提供。 ・市民と協働のボランティア清掃に伴う清掃ごみを39件収集した。		
			②路上喫煙禁止区域内での周知・啓発	路上喫煙禁止区域内の啓発・指導及び効果の検証	クリーンひらつか指導員2名が路上喫煙禁止区域を巡回し、指導・啓発を行う。	・指導件数：1,063件 ・前年度より7%指導件数が増加している。	早朝の路上喫煙禁止区域内にたばこの吸い殻が多く見受けられることから、夜間の時間帯への対策が課題となる。	・指導件数：761件 ・連報では、前年度同期間で約16%減少している。	
	2 情報共有・啓発の推進	(1)環境配慮を促す情報発信（市民向け）	①情報発信の内容	環境配慮を促す情報発信	ごみ出しに係る情報発信	ごみの分け方や処理方法といった日常のごみ出しに関する内容を発信する。	ごみ通信の発行、ごみ分別表の更新、可燃ごみ戸別収集に関する内容、一部地区における収集業務の民間活力導入についてのお知らせ等を発信した。	広報紙等の発行回数、掲載内容に限りがあるため、情報を発信する媒体の少なさに課題がある。また、ごみの分別表に記載されていない製品等も多く、ごみ分別表の充実も課題である。	ごみ通信の発行、「家庭のごみ・資源の分け方・出し方」の更新、可燃ごみ戸別収集に関する内容、一部地区における収集業務の民間活力導入についてのお知らせ等を発信した。
				資源再生物等のリサイクル先に関する情報発信	資源再生物、中間処理後のリサイクル先に関する情報の発信する。	リサイクルプラザの施設見学時に情報発信した。	—	リサイクルプラザの施設見学時に説明した。 施設見学：24件	
				②情報発信の媒体	様々な媒体を使った情報発信	紙媒体のほかに、市ウェブページ、ごみ分別促進アプリやYouTubeなどを用いて情報を発信する。	市ウェブページ、ごみ通信、ごみ分別促進アプリ、YouTubeを使用し情報を発信した。	インターネット環境が充分ではないなどによって、情報を受け取れる機会が少ない者への対応について課題がある。	市ウェブページ、ごみ通信、ごみ分別促進アプリ、YouTubeを使用し情報を発信している。
③対象者への情報発信の推進			福祉関係団体等との連携	高齢者・高齢世帯のごみ出し支援等について、福祉関係団体や不動産業者等と連携し、制度の拡充と対象者への周知を行う。	市ウェブページ等の各種媒体を通じて情報を発信した。	インターネット環境が充分ではないなどによって、情報を受け取れる機会が少ない者への対応について課題がある。	市ウェブページ等の各種媒体を通じて情報を発信した。		
			様々な対象者への啓発推進	外国人籍の住民、転入者に対しごみの適正分別を促す。	ごみ収集日カレンダーを7か国語作成、ごみ分別表を2か国語追加し、転入者には、ごみ収集日カレンダー及びごみ分別表を配布した。	多言語対応の広報物を作成・配布することに加え、母国とは異なるごみの取扱いについて、説明する機会が少ないことが課題である。	ごみ収集日カレンダーを1か国語追加、ごみ分別表を2か国語作成した。転入者には、ごみ収集日カレンダー及びごみ分別表を配布した。		
(2)環境配慮を促す情報発信（事業者向け）		①環境負荷の低減に資する情報の発信	事業者ごみに関連する情報発信	事業者ごみ対策等環境負荷の低減に資する情報を発信する。	事業者用パンフレットの配布や市ウェブページ等の媒体を通し情報を発信した。	事業者用パンフレットの掲載内容に限りがあるため、掲載方法について課題がある。	事業者用パンフレットの配布や市ウェブページ等の媒体を通し情報を発信した。		
			②認定・表彰制度の活用	ごみ減量化・資源化協力店制度の充実・周知及び環境表彰制度の活用	優良事例の水平展開と環境配慮への取組を促進するため、ごみ減量化・資源化協力店制度の充実及び環境表彰を活用する。	・ごみ減量化・資源化協力店制度の充実に向けた方策について検討した。 ・該当者なし。	・減量化・資源化協力店の活用に対する効果・検証に課題がある。 ・表彰条件に合致するか判断基準が不明瞭な点が課題である。	・ごみ減量化・資源化協力店制度の充実に向けた方策について検討した。 ・該当者なし。	
		(3)環境教育・環境学習の充実	①様々な機会を通じた情報提供	様々な機会を通じた情報提供	地区美化推進委員会、ごみ減量化推進委員会や情報宅配便等、様々な関係団体のイベントを通じて環境問題について情報発信を行う。	・関連団体のイベントを通じた情報発信に努めた。 ・情報宅配便1件（15人）	—	・関連団体のイベントを通じた情報発信に努めた。 ・市内福祉村から家庭系一般廃棄物の処理方法について講演依頼（1件）	
世代に応じた環境学習の実施		乳幼児向けの「ごみ収集車見学会」、小学生向けの「ごみ学級」、市民向けの「情報宅配便」を通じて、各世代に応じた適正な情報提供等を図る。		・ごみ収集車見学会：19園（1,667人） ・ごみ学級：26校（1,822人） ・情報宅配便：2件（64人）	—	ごみ収集車見学会：20園（1,826人） ごみ学級：26校（1,741人） 情報宅配便：3件（70人）			
廃棄物処理施設における啓発機能の充実		施設見学等の機会・内容の充実を図り、施設における啓発機能を高める。		リサイクルプラザは、年末年始休暇期間を除き毎日開館。常設の図書コーナー、展示コーナー、研修室を設置。	—	施設見学時に、内容に関する要望等がある場合は可能な限り対応した。			
3 不適正・不法排出防止等の啓発	(1)不適正排出対策の啓発	①家庭系ごみの排出対策	適正排出の周知啓発	ごみ通信等の媒体を通じて、家庭における適正分別及び排出を周知する。	ごみ通信（4月号）にて、リチウムイオン電池等の混入による火災を掲載し適正な分別及び排出を周知した。	広報紙等の発行回数、掲載内容に限りがあるため、現行以上の周知啓発方法に課題がある。	ごみ通信（4月号、12月号）にて、適正処理困難物の処理について掲載した。		
			②事業者ごみの排出対策	事業者用パンフレットを用いた排出ルールの徹底	排出事業者に対し、適正処理を行ってもらうために、事業者用パンフレットを用いて適正処理を周知する。	事業者用パンフレットの配付及び市ウェブページへの掲載した。	事業者用パンフレットの掲載内容に限りがあるため、掲載方法について課題がある。	事業者用パンフレットの配布や市ウェブページ等の媒体を通し情報を発信した。	
			展開検査による排出ルールの徹底	展開検査による排出ルールの徹底を図る。	ごみの展開検査を行い、不適正排出について収集運搬業許可業者及び排出事業者に対し指導した。 展開検査実施数：42件/年、うち指導件数：35件/年	—	ごみの展開検査を行い、不適正排出について収集運搬業許可業者及び排出事業者に対し指導した。 展開検査実施数：25件/年、うち指導件数：22件/年		
		(2)不法投棄対策の啓発	①キャンペーン等による啓発の推進	駅前キャンペーン等の実施	美化推進委員会を中心とする平塚駅前の清掃キャンペーンを行い、ポイ捨ての禁止等呼びかけを。	12月に美化キャンペーンを実施し、清掃活動を通じて美化及びたばこのポイ捨て禁止を参加者及び駅前利用者へ呼びかけた。	—	12月に美化キャンペーンを実施し、清掃活動を通じて美化及びたばこのポイ捨て禁止を参加者及び駅前利用者へ呼びかけた。	
				不法投棄等の防止に係る掲示物の配付	自治会等希望者に不法投棄等の防止に係る掲示物を配付し、不法投棄の防止を推進する。	不法投棄等の防止に係る掲示物を29団体に対し、104枚配付した。	—	不法投棄等の防止に係る掲示物を28団体に対し、75枚配付した。	
	(3)ごみ・資源再生物の持ち去り対策の啓発	②家電等のリサイクルを推進	ごみ分別表等広報媒体を活用した周知	ごみ分別表、市ウェブページ等において、家電リサイクル品の適正処理に係る案内を記載することにより、市民周知を図る。	・家電リサイクル品に係る市ウェブページを更新し周知を行った。 ・ごみ分別表を21,000部作成し、主に転入者等に配布した。 ・粗大ごみ破砕処理場に、家電リサイクル品の適正な処分方法についてチラシを配装した。	—	・家電リサイクル品に係る処理方法を市ウェブページにて周知している。 ・ごみ分別表を20,000部作成し、主に転入者等に配布した。 ・粗大ごみ破砕処理場に、家電リサイクル品の適正な処分方法についてチラシを配装している。		
			③関係機関との連携を推進	平塚警察及び神奈川県と連携した迅速な不法投棄対応	悪質な不法投棄に係る意見交換、対応研究等を行い、平塚警察及び神奈川県と連携した迅速な対応を図る。	平塚警察署をはじめとした関係機関と協力し、4件の排出者の特定に繋がった。	行政の取組以外に、地域での不法投棄防止活動の実施が有効ではあるが、地域での担い手、関係機関との連携、効果測定等の課題がある。	平塚警察署をはじめとした関係機関と協力し、2件の排出者の特定に繋がった。また、不法投棄に係る近隣市町との意見交換会等、連携した不法投棄対策に係る機運醸成が図られている。	
				委託事業者との連携	委託事業者と打合せを行い、持ち去り行為の目撃情報や目撃情報の多い場所のパトロール状況の共有を図る。	委託事業者と定期的な情報交換を行った。また、目撃情報の多い場所のパトロールを依頼した。	—	委託事業者と定期的な情報交換を行い、目撃情報の多い場所のパトロールを依頼した。	

基本方針3 経済的、社会的、環境的側面のバランスが取れた廃棄物行政の運営								
分野	施策の柱	アクションを推進する市の取組	市の取組に対する事業名称	事業概要	事業に対する令和4年度実績	令和5年度以降の取組に対する課題	事業に対する令和5年度実績（連報）	
1 安全で安定した処理体制の確立	(1)収集・分別計画の推進	①収集計画	一般廃棄物収集運搬業許可範囲の上乗せ	家庭で発生する遺品整理を含めた一時多量ごみに対し、一般廃棄物収集運搬業者による収集を許可する。	家庭系一時多量ごみの許可業者 3社	—	家庭系一時多量ごみの許可業者 3社	
			安全性・安定性を確保した効率的・効果的な収集運搬体制の推進	・本市直営による収集に加え、収集業務の一部に民間活力を導入する。 ・家庭系可燃ごみについては、戸別収集を導入し段階的に対象地区を拡大するとともに、高齢者・障がい者の戸別収集を実施する。 ・家庭系ごみのうち一部及び事業系ごみの収集運搬は本市の一般廃棄物収集運搬業の許可を取得している民間業者が行う。	・一部地区のペットボトル・プラクルの収集業務を民間委託。 ・戸別収集の対象地区を11地区追加し、一部地域だけであった大神地区の全域に拡大。	—	戸別収集の対象地区を17地区追加。	
			資源回収センターにおける資源再生物の受入	引っ越し等の都合から集積所に出せない場合等、資源回収センターにおける資源再生物の受入を促進する。	・ごみ分別表に資源回収センターの情報を掲載した。 ・電話問い合わせや受付窓口等において、資源再生物の持ち込みについて資源回収センターを案内した。	—	電話問い合わせや受付窓口等において、資源再生物の持ち込みについて資源回収センターを案内した。	
		②分別計画	新たな分別手法の調査研究	従来、可燃ごみとして収集・処理している刈草や使用済紙おむつや主に不燃ごみとして収集・処理しているプラスチック製品等について、新たな分別・リサイクル手法の調査研究を行う。	・近隣自治体（座間市、海老名市、綾瀬市）の視察に加え、民間事業者と意見交換を行った。 ・他市事例等、新たな分別区分の追加に向けた研究を行った。	新たなリサイクルを行う場合、物量、設備、リサイクル方法、再商品化の販路、それらに伴う財源の確保に課題がある。	・プラスチック使用製品廃棄物の処理について、県内各市町村と情報交換を行った。 ・現状の搬入状況や処理手法について古紙事業者にヒアリングした。 ・陶磁器類、ガラス製品の資源化の可能性を掘るため、資源化事業者への聞き取りや、不燃物の回収状況の確認を行った。	
		(2)中間処理・最終処分計画の推進	①中間処理計画	廃棄物処理施設の計画的な整備の検討	・精密機能検査の結果や委託業者の調査に基づく中間処理施設の計画的な整備、広域化計画における適切な施設配置について検討。 ・廃棄物処理施設長寿命化計画を策定する。 ・廃棄物処理施設の大規模改修及び延命化について検討する。	・第2期平塚・大磯・二宮ブロックごみ処理広域化実施計画に基づき、廃棄物処理施設の計画的な整備を検討した。 ・長寿命化計画に記載する内容を整理した。 ・粗大ごみ破砕処理場の再延命化に加え、次期破砕処理施設の整備案について研究した。	既存施設の敷地面積が狭く、計画的な施設整備を行うにあたっては、適地となる用地の確保が課題である。	・第2期平塚・大磯・二宮ブロックごみ処理広域化実施計画に基づき、廃棄物処理施設の計画的な整備を検討した。 ・長寿命化計画に記載する内容を整理した。 ・粗大ごみ破砕処理場の再延命化に加え、製品プラスチックの資源化に向けた研究を行った。
				中間処理施設の環境調査の実施と結果の公表	中間処理施設の環境調査の実施と結果を公表する。	各種測定結果について市ウェブページで公開した。	—	各種測定結果について市ウェブページで公開した。
	ごみ発電の効率化によるCO <sub>2</sub> 排出量の削減			環境事業センターにおけるごみ発電の効率化によるCO <sub>2</sub> 排出量の削減を図る。	環境事業センターに搬入されたごみに応じた効率的な発電をした。	—	環境事業センターに搬入されたごみに応じた効率的な発電をした。	
	②最終処分計画		粗大ごみ破砕処理場における資源物の回収	ごみの資源化率を向上させるため、粗大ごみ破砕処理場での処理の際に資源物を選別回収する。	鉄・アルミなど約560 tの金属を選別回収し資源化した。	—	鉄・アルミなど約424 tの金属を選別回収し資源化した。	
			焼却灰の再資源化の調査研究	焼却灰の新たな再資源化手法を調査研究する。	他市の動向や再資源化事業者等の情報収集に努めた。	—	他市の動向や再資源化事業者等の情報収集に努めた。	
			最終処分場の計画的な整備検討	ごみ処理広域化実施計画において、最終処分場の計画的な整備を検討する。	最終処分場の計画的な整備に向け、三浦市の最終処分場を視察した。	さらなる埋立て量の減少を図るためには、不燃残渣の資源化が課題である。	環境事業センターの焼却残渣の全量資源化により最終処分場の計画的な整備を行っている。	
	(3)エネルギーや資源を有効活用した温暖化対策	①収集車両における温暖化対策	廃棄物処理施設の発電電力を活用したEVパッカー車導入の研究	本市の廃棄物処理施設（環境事業センター）でごみ処理時に発電される電力を活用したEVパッカー車の導入を研究する。	EVパッカー車に係る調査研究を行った。	EVパッカー車の市況に変化がなく、車種や性能等が市の収集体制になじまない部分があり導入に課題がある。	EVパッカー車に係る調査研究を行った。	
			②処理施設における温暖化対策	廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の研究	本市の廃棄物処理施設（環境事業センター）でごみ処理時に発電される電力を活用したEVパッカー車の導入を研究する。	廃棄物発電を利用するEVパッカー車導入可能性調査を実施	充電設備の設置場所等に課題がある。	充電設備の設置場所等について、継続して検討した。
			適切な廃棄物処理施設の運転計画の立案と実施	廃棄物処理施設として適切な運転計画を立案し、実施する。	環境事業センターにおいて、運転計画に従い、適切に施設を運転した。	—	環境事業センターにおいて、運転計画に従い、適切に施設を運転している。	
			ごみ焼却により発生する熱エネルギーの有効活用	環境事業センターのごみ焼却により発生する熱エネルギーを有効活用する。	ごみ焼却により発生した廃熱を余熱利用施設において有効利用することにより、省エネルギーを推進した。	—	ごみ焼却により発生した廃熱を余熱利用施設において有効利用することにより、省エネルギーを推進している。	
	(4)災害廃棄物等の処理に向けた備え	①大規模災害等への備え	平塚市災害等廃棄物処理計画・マニュアルの見直し	大規模災害発生時等での切れ目のない対応が行えるよう処理経過の適宜見直し、対応訓練の実施等により庁内体制の強化を図る。	部内訓練を実施し、マニュアル等を見直した。	・発災時の実務経験がないことが課題である。 ・庁内、関係機関、協定団体等との役割分担が課題である。	・部内訓練を実施した。 ・災害廃棄物等処理計画等の見直しを行った。	
			近隣自治体との協定に基づいた広域処理体制の整備・連携強化	近隣自治体との協定に基づいた広域処理体制の整備・連携強化	5市3町1一部事務組合で担当者会議を開催し、災害時における焼却灰の処理について情報交換を行った。	災害時を想定した具体的な支援要請、広域処理及び仮置場の確保等の課題がある。	5市3町1一部事務組合で担当者会議を開催し、被災事例から情報交換を行った。	
	(5)一般廃棄物処理業許可の運用	①許可計画	一般廃棄物処理業の許可制度の運用	収集運搬業及び処分業の新規許可は行わないが、一時多量ごみの許可、家庭系ごみの収集運搬や循環型社会形成の観点から焼却以外の新たな処分方法等必要に応じて検討する。	一時多量ごみの上乗せ許可に関する相談：1件	—	積替え保管の上乗せ許可に関する相談：1件	
			(1)5Rや適正処理の調査・研究	①調査・研究	家庭系可燃ごみ組成分析調査	施策効果の把握・検証等のためごみの組成を調査する。	組成分析調査：可燃ごみ4回、不燃ごみ4回	職員で調査を行っているため、人員確保に課題がある。
	温室効果ガス効果測定	各施策が温室効果ガスに効果的であったか検証を行う。			・二酸化炭素排出量：20,734 t・CO <sub>2</sub> ・基準年H30：22,358 t・CO <sub>2</sub> ・削減量：1,624 t・CO <sub>2</sub>	可燃ごみに再生可能な古紙や容器包装プラスチックが多く含まれていたため、分別についての周知に課題がある。	・ごみ通信（4月号）で古紙について掲載。 ・古紙間屋2社と回収率を向上するための意見交換を行った。	
	環境負荷の少ない収集運搬体制技術の調査・研究	本市の廃棄物処理施設（環境事業センター）でごみ処理時に発電される電力を活用したEVパッカー車の導入を研究する。			・架装メーカー及びシャシーメーカー等と意見交換を重ね、本市での実現性について調査研究した。 ・デジタル技術を活用した持続可能な収集体制の構築に係る調査研究を行った。	EVパッカー車について、充電設備の設置場所、車両価格、走行可能距離等に課題がある。	令和5年12月にデジタル技術を活用した持続可能な収集体制の構築に係るシステムを導入し、環境負荷軽減につながるよう努めている。	
新たなリサイクル技術の調査・研究	従来焼却を行っているものの中で、新たな分別・リサイクル手法の調査研究を行う。	プラスチック資源循環法施行に伴う製品プラスチックの処理について調査研究した。			収集運搬体制、中間処理施設及び再商品化事業者の受入等に課題がある。	プラスチック資源循環法施行に伴う製品プラスチックの処理について本市の方向性を検討した。		
ごみ手数料の適切な在り方に関する調査・研究	家庭系ごみ袋有料も含めたごみ手数料の適切な在り方に関する調査・研究を行う。	県内他市の動向を確認。			—	令和5年10月に県内1市の料金改定を確認した。		
廃棄物処理施設や最終処分場における各種法令等に基づいた環境調査の実施	廃棄物処理施設や最終処分場における各種法令等に基づいた環境調査を実施する。	環境事業センター及び最終処分場において、各種法令に基づいた環境調査を実施した。			—	環境事業センター及び最終処分場において、各種法令に基づいた環境調査を実施した。		
②国等への要望行動	国等への要望行動	拡大生産者責任の考え方に基づいた事業者への働きかけ、全国都市清掃会議や神奈川県都市清掃行政協議会を通じて、国等へ要望・要請を行う。		全国都市清掃会議及び神奈川県都市清掃行政協議会を通じて要望	—	全国都市清掃会議及び神奈川県都市清掃行政協議会を通じて要望		
容器包装リサイクル制度における市町村と事業者の役割分担の見直しの働きかけ	容器包装リサイクル制度における市町村と事業者の役割分担の適正な見直しを働きかける。	令和5年度国県の予算に関する要望活動において、国県に対し容器包装リサイクル制度における事業者の役割分担の見直しについて要望した。	—	令和6年度国県の予算に関する要望活動において、国県に対し容器包装リサイクル制度における事業者の役割分担の見直しについて要望した。				